

## 常勤役員の報酬規定

### (目的)

第1条 この規定は社団法人日本電気計測器工業会の定款第13条に規定する専務理事、常務理事の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

### (報酬)

第2条 常勤役員の報酬は毎月の俸給、年二回の賞与及び通勤手当とする。

- 2 前項俸給の締切期間は当該月の1日から月末までの1ヶ月、支払日は毎月20日とする。
- 3 賞与の算定期間は、前年12月1日から当年5月31日までと、当年6月1日から11月30日までの期間とする。
- 4 常勤役員が月又は年の途中で就任又は退任した場合の報酬は、俸給及び通勤手当については日割計算した金額、賞与については月割り計算した額とする。

### (俸給及び賞与の額)

第3条 役員の俸給は以下の範囲内で会長が定める。

専務理事 月額 90万円～110万円

常務理事 月額 60万円～80万円

- 2 年間の賞与は以下の範囲内で会長が定める。  
俸給の4ヶ月～6ヶ月相当額

### (報酬の支払い方法)

第4条 報酬は、法令の規定により控除すべき金額を控除し、その残額を当該常勤役員の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

### (死亡時の扱い)

第5条 常勤役員が死亡した場合は、その遺族に当月分の報酬を全額支給するとともに、第2条4項に準じた額の賞与を通常の賞与支給日に支払う。

### (慶弔見舞金)

第6条 常勤役員に対する慶弔金及び見舞金の支給は職員慶弔見舞金規定に準ずる。

(退職金)

第7条 常勤役員が退職したときは退職金を支給する。

- 2 退職金の額は、在任期間月につき退職の日におけるその常勤役員の俸給月額に 0.2 の割合を乗じて得た金額とする。なお、退職者の業績等により退職金の 20%を限度として増額又は減額できるものとする。
- 3 その常勤役員が同一の役職の役員に再任された場合は、退職とは見なさない。

第8条 この規定の実施に関し必要な細目があつた場合は会長が別に定める。

(付則)

第9条 この規定は平成16年4月1日から適用する。